

千葉県高齢者保健福祉計画（R3～R5）における介護給付適正化の実施状況について

資料 1 - 4

（県内 54 市町村（保険者）における主要 5 事業等の実施状況 実施率：県内 54 市町村の実施率）

事業名	内容	指標	R3	R4			
			実績	目標	実績	実施率	
主要 5 事業	① 要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による点検を実施する。	委託調査実施保険者数	52	52	51	94.4%
			うち委託調査分事後点検保険者数	52	—	50	—
	② ケアプランの点検	チェックシート等を活用したケアプラン点検を実施し、改善事項等について介護支援専門員に伝達し、改善を指導・支援する。	実施保険者数	44	42	49	90.7%
	③ 住宅改修の点検	改修施行前に、受託者宅への訪問、写真又は工事見積の内容点検等により、改修の必要性や実態確認を実施するとともに、施行後等に施行状況を確認する。	訪問調査を実施した保険者数	31	30	35	64.8%
		福祉用具購入・貸与調査	利用者に対する訪問調査等により福祉用具の必要性や利用状況等を確認する。調査にあたっては、適正化システムを積極的に活用する。	調査実施保険者数	39	36	39
	④ 縦覧点検	介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性等を点検し、請求内容の誤り等を早期に発見し適切な処置を行う。	実施保険者数	45	41	45	83.3%
		医療情報との突合	医療担当部署の保有する入院情報等と介護給付情報を突合し、介護給付費等との重複請求の有無を点検する。	実施保険者数	46	44	47
	⑤ 介護給付費通知	利用者本人に対して、サービスに要した費用等を記載した通知書を送付する。	実施保険者数	48	48	50	92.6%
給付実績データの活用		適正化システムを活用し、過去の給付実績から給付内容に疑義があるものを抽出・点検の上必要に応じて事業者への指導を行う。	実施保険者数	32	39	33	61.1%